

## ◆◆ 組合員証(保険証)等の返却手続 ◆◆

**期日厳守**

組合員証は退職後2日以内に所属所に提出してください。退職後(他の共済組合、他支部への転出を含む。)は、医療機関等であなたの組合員証、家族の被扶養者証は使用できません。組合員証及び被扶養者証は、組合員異動報告書とともに提出してください。

※他支部へ転出の場合、組合員証等は、異動先の支部に提出してください。

- 組合員証
- 組合員被扶養者証
- 高齢受給者証
- 特定疾病療養受療証
- 限度額適用認定証

## ◆◆ 退職後も受けられる短期給付 ◆◆

退職後、または、任意継続組合員資格喪失後も次のような給付を受けられます。支給要件に該当される場合は、事前にご連絡ください。

給付項目	支給要件
傷病手当金	1年以上組合員(任意継続組合員を除く。)であった人が、公務によらない病気または負傷により就労能力を失い、引き続き勤務に服することができないまま退職したとき、または退職した際に傷病手当金を受けている場合は給付されます。
埋葬料	組合員であった人が、退職後3か月以内に死亡したとき。(資格喪失後死亡するまでの間に他の共済組合、健康保険組合等の資格を取得したときは、これらの組合等から死亡に係る給付が行われるため、資格喪失後の埋葬料は給付されません。)
出産費	1年以上組合員であった人が、退職後6か月以内に産出したときは、出産費の給付が受けられます。
出産手当金	1年以上組合員であった人が、退職した際に出産手当金を受けている場合(産日または出産予定日が組合員の資格喪失日の前日から42日以内である場合)には、その人が退職しなかったとしたならば受けることができる期間、継続して給付されます。

医療給付班 ● TEL073-441-3712


## ◆◆ 財産形成貯蓄(財形) ◆◆

ご本人が、直接、契約金融機関で退職に伴う手続を行ってください。再就職する方は、継続できる場合もありますので、契約金融機関及び再就職先の事務担当者と相談してください。

経理班 ● TEL073-441-3710

## ◆◆ 転出時の手続 ◆◆

他の共済組合(知事部局・市町村教育委員会・国立学校)または、他府県の公立学校共済組合(他支部)へ異動の場合は、異動先により、次のとおり提出書類が異なります。

	他の共済組合(知事部局・市町村教育委員会・国立学校)	他府県の公立学校共済組合(他支部)	問い合わせ先
年金	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 転出届書</li> <li>● 履歴等証明願</li> <li>● 勤務記録カード(簿)(写)(証明不要)(※)</li> </ul>	共済組合(当支部)に提出してください。将来の共済年金を受給するため、必ず提出をお願いします。	年金班 441-3711
福祉保険制度 (医療費支援制度 ファミリー年金)	転出日から脱退となります。手続は不要です。保険料を4月に指定した口座からひとまず口座振替しますが、未経過保険料と配当金がある場合には、公立学校共済組合から9月頃までに送金されます。	引き続き加入できますので、手続は不要です。	健康厚生班 073(441)3713
貸付金	未償還残金は、返済してください。〔残高証明書〕と〔振込依頼書〕を現在の所属所に送付します。 当共済組合に返済するために、異動先の共済組合で、貸付けを受けることができます。(送付する〔残高証明書〕を添付して申込を行ってください。詳細は、異動先の所属所の事務担当者にお尋ねください。) 異動先の共済組合が〔和歌山県市町村職員共済組合〕である場合、条件により、現行どおりに当共済組合に償還を継続することができます。〔徴収嘱託〕(詳細は、現在の所属所の事務担当者にお尋ねください。) 〔徴収嘱託〕(詳細は、現在の所属所の事務担当者にお尋ねください。) 異動先の支部において、償還を継続することとなります。全額返済することを希望する場合は、共済組合健康厚生班に、ご連絡願います。〔振込依頼書〕を送付します。	異動先の支部において、償還を継続することとなります。全額返済することを希望する場合は、共済組合健康厚生班に、ご連絡願います。〔振込依頼書〕を送付します。	

(※) 勤務記録カード(簿)(写)2部(A4版)。

# 制度改正

## 一部負担金払戻金・家族療養費附加金の自己負担限度額の引上げについて

平成26年2月診療分から、医療費に係る一部負担金払戻金<sup>\*1</sup>および家族療養費附加金<sup>\*1</sup>（家族訪問看護療養費附加金を含む。）の自己負担限度額が25,000円に、合算高額療養費附加金<sup>\*2</sup>の自己負担限度額が50,000円に引き上げられます。

	自己負担限度額	
	平成26年1月診療分まで	平成26年2月診療分から
通常計算の場合	20,000円	25,000円
合算計算の場合	40,000円	50,000円

※1 一部負担金払戻金・家族療養費附加金とは…

医療機関等での窓口負担が自己負担限度額を超えた場合、その超えた額が後日、一部負担金払戻金（組合員の場合）又は家族療養費附加金（被扶養者の場合）として、共済組合から給付されるものです。

※2 合算高額療養費附加金とは…

複数の診療報酬明細書（レセプト）を合算して高額療養費を計算する場合における一部負担金払戻金又は家族療養費附加金のことをいいます。

### 【一部負担金払戻金等の通常計算例（一か月の総医療費が10万円の場合）】

	共済組合が病院に支払う 現物給付（7割）7万円	組合員等が病院に支払う 自己負担（3割）3万円	
現在	療養の給付等（法定給付） 70,000円	一部負担金 払戻金等（附加給付） 10,000円	自己負担限度額 20,000円
平成26年2月 診療分から	療養の給付等（法定給付） 70,000円	一部負担金 払戻金等 （附加給付） 5,000円	自己負担限度額 25,000円
		共済組合から 給付	最終的な自己負担

## 結婚手当金の給付額の変更等について

結婚手当金は、平成26年4月から給付額を40,000円に減額し、平成27年4月から廃止されます。

	現在	平成26年4月から	平成27年4月から
結婚手当金	80,000円	40,000円	廃止

附加給付の見直しについては、公立学校共済組合ホームページをご覧ください。

<http://www.kouritu.go.jp/>

医療給付班 ● TEL073-441-3712